

不正競争防止法における 限定提供データの保護と情報の管理

令和 4 年 9 月 9 日
経済産業省 知的財産政策室

1. 不正競争防止法の体系（法律の全体構成）

法律の目的（第1条）

不正競争の定義（第2条）

国際約束に基づく禁止行為

① 周知な商品等表示の混同
惹起
(1号)

② 著名な商品等表示の冒用
(2号)

③ 他人の商品形態を模倣
した商品の提供
(3号)

④ 営業秘密の侵害
(4号、10号)

★ ⑤ 限定提供データの
不正取得等
(11号、16号)

⑥ 技術的制限手段の効果を
妨げる装置等の提供
(17号、18号)

⑦ ドメイン名の
不正取得等
(19号)

⑧ 商品・サービスの
原産地、品質等の
誤認惹起表示
(20号)

⑨ 信用毀損行為
(21号)

⑩ 代理人等の商標冒用
(22号)

1 外国国旗、
紋章等の不正
使用
(16条)

2 国際機関の標章の
不正使用
(17条)

3 外国公務員等への
贈賄
(18条)

民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)

民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)

刑事的措置のみ

措置の内容

民事的措置

- 差止請求権 (第3条)
- 損害賠償請求権 (第4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (第5条等)
- 書類提出命令 (第7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (第10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (第14条)

刑事的措置（刑事罰）

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

- 罰則 (第21条)
 - ・ 営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
 - ・ その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 法人両罰 (第22条)
 - ・ 営業秘密侵害罪の一部：5億円以下（海外使用等は10億円以下）
 - ・ その他：3億円以下
- 国外での行為に対する処罰 (第21条第6項・第7項・第8項)
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
- 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (第21条第10項等)

刑事訴訟手続の特例（第23条～第31条）

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例（営業秘密の内容の言換え、公判期日外での尋問等）

没収に関する手続等（第32条～第40条）

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

(参考) 不正競争防止法の禁止行為と救済措置

禁止行為の種類	対応条文	関係する国際条約	民事的措置						刑事的措置※2				水際措置 (関税法)	
			差止請求権 (第3条)	損害賠償請求権 (第4条)	損害額の推定規定(第5条)※1			使用の推定 (第5条の2)	相当な損害額の認定 (第9条)	罰則 (第21条第1～3項)	未遂処罰 (第21条第4項)	没収規定		法人両罰 (第22条第1項)
					第1項	第2項	第3項							
周知な商品等表示の混同惹起	第2条第1項第1号	パリ条約第10条の2(3)1	○	○	○	○	○	○	○	②			②	○
著名な商品等表示の冒用	第2条第1項第2号		○	○	○	○	○		○	②			②	○
商品形態を模倣した商品の提供	第2条第1項第3号		○	○	○	○	○		○	②			②	○
営業秘密の侵害	第2条第1項第4～10号	TRIPS協定第39条2	○	○	△(技術情報のみ)	○ (10号除く)	○ (生産方法等のみ)	○	○	①	○ (一部除く)	○	①(一部)	○
不正競争 限定提供データの不正取得等	第2条第1項第11～16号		○	○	○	○	○	○	○					
技術的制限手段無効化装置提供	第2条第1項第17・18号		○	○		○			○	②			②	○
ドメイン名の不正取得等	第2条第1項第19号		○	○		○	○		○					
商品・サービスの原産地・品質等の誤認惹起表示	第2条第1項第20号	パリ条約10条(1)、10条の2(3)3	○	○		○			○	②			②	
信用毀損行為	第2条第1項第21号	パリ条約第10条の2(3)2	○	○		○			○					
代理人等の商標冒用	第2条第1項第22号	パリ条約第6条の7	○	○	○	○	○		○					
条約上の禁止行為 外国国旗・紋章等の不正使用	第16条	パリ条約第6条の3(1)a、(9)、(2)								②			②	
国際機関の標章の不正使用	第17条	パリ条約第6条の3(1)b								②			②	
外国公務員等への贈賄	第18条	OECD 外国公務員贈賄防止条約								②			②	
その他 秘密保持命令違反	第10条									②			②	

※1 損害額の推定(第5条)の推定額の算定方法
 第1項: 被侵害者の商品単位の利益額×侵害品譲渡数量
 第2項: 侵害者が得た利益額
 第3項: 使用許諾料に相当する額

※2 刑事的措置の内容
 ① (個人) 懲役10年以下、罰金2000万円(海外使用等は3000万円)以下
 (法人) 罰金5億円(海外使用等は10億円)以下
 ② (個人) 懲役5年以下、罰金500万円以下
 (法人) 罰金3億円以下

(参考) これまでの改正経緯～平成以降の主な法律改正～

平成 2(1990)年	G A T T・ウルグアイラウンド交渉を先取りし、「営業秘密」に係る不正行為を不正競争行為として追加(1991.6.15施行)
平成 5(1993)年	全面改正 (①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充 (著名表示冒用行為・商品形態模倣行為)、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設 等) (1994.5.1施行)
平成10(1998)年	O E C D外国公務員贈賄防止条約の実施のため、外国公務員贈賄罪を規定(1999.2.15施行)
平成11(1999)年	デジタルコンテンツ保護の観点から、「技術的制限手段」に係る不正行為を不正競争行為として追加 (1999.10.1施行)
平成13(2001)年	①ドメイン名に係る不正行為を不正競争行為として追加、②外国公務員贈賄罪について規制対象の拡大 (2001.12.25施行)
平成15(2003)年	「知的財産戦略大綱」(2002年7月)における指摘事項の実施のため①営業秘密の刑事的保護の導入、②民事的救済措置の強化、③ネットワーク化への対応(2004.1.1施行)
平成16(2004)年	①外国公務員贈賄罪について国外犯も処罰の対象に追加(2005.1.1施行) ②営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化 (秘密保持命令の導入、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の整備等) (裁判所法等の一部を改正する法律) (2005.4.1施行)
平成17(2005)年	営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、罰則の強化、条番号の整序(2005.11.1施行) →周知表示の混同惹起行為となる商品等の税関での輸入差止制度の導入 (関税込率法の一部改正)
平成18(2006)年	営業秘密、秘密保持命令違反罪に係る刑事罰の強化、商品形態模倣行為の刑事罰の強化 (2007.1.1施行) →不正競争防止法違反物品の税関での輸出差止制度の導入 (関税法の一部改正) (2007.1.1施行)
平成21(2009)年	営業秘密侵害罪に係る刑事罰の強化 (①営業秘密を不当に保有し続ける行為 (領得行為) についても処罰対象に追加、②目的要件の拡大 (不正の競争の目的→図利・加害の目的に変更) 等) (2010.7.1施行)
平成23(2011)年	①営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備 (秘匿決定、呼称等の決定、公判期日外での証人尋問等)、②技術的制限手段に係る規律の強化 (規制対象装置の範囲の拡大、刑事罰の導入、税関での輸出入差止制度の対象(関税法の一部改正)) (2011.12.1施行)
平成27(2015)年	①営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上 (法定刑の引上げ、非親告罪化、不正使用の推定規定、営業秘密侵害品の譲渡行為等の規制)、②営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備 (未遂処罰、転得者処罰、国外犯処罰の範囲拡大) (2016.1.1施行 (除斥期間の延長に関する部分のみ2015.7.10施行))
平成28(2016)年	営業秘密侵害品の税関での輸出入差止制度の導入 (関税法の一部改正) (2016.6.1施行)
平成30(2018)年	①「限定提供データ」に係る不正行為を不正競争行為として追加、②技術的制限手段に係る規律強化、③証拠収集手続の強化 (②2018.11.29施行、①③2019.7.1施行)

2. 限定提供データの保護 ①概要

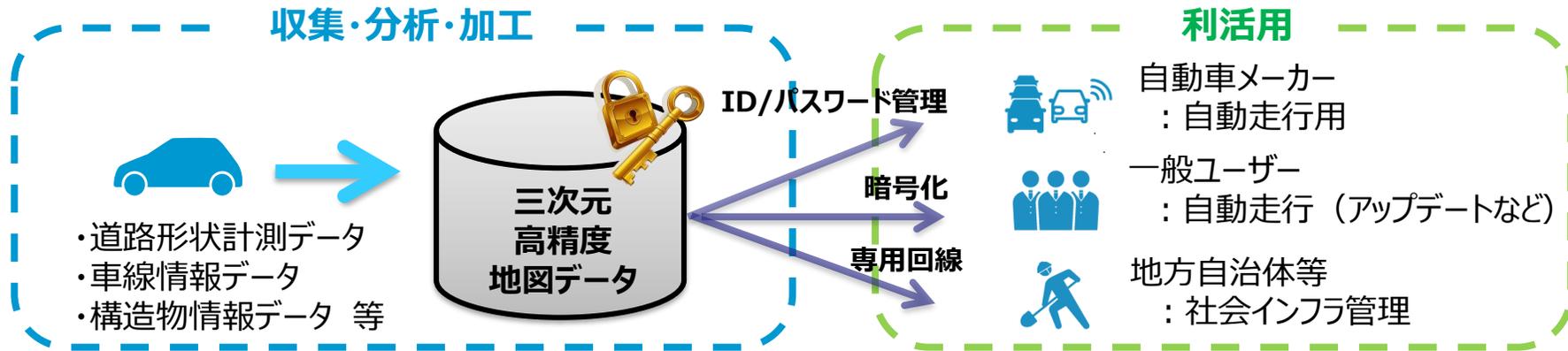
限定提供データの不正取得等

(第2条第1項第11号～第16号)

窃取等の不正の手段によって限定提供データを取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等

<限定提供データのイメージ>

企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービス製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータ。



新たな事業の創出・
サービスや製品の価値向上

限定提供データの具体例

外部提供用データ	提供者	利用方法
機械稼働データ (船舶のエンジン稼働データ等)	データ分析事業者 (船会社、造船メーカー等からデータを収集)	データ分析事業者が、船舶から収集されるリアルデータを収集、分析、加工したものを造船所、船舶機器メーカー、気象会社、保険会社等に提供。提供を受けた事業者は、造船技術向上、保守点検、新たなビジネス等に役立っている。
車両の走行データ	自動車メーカー	自動車メーカーが、災害時に車両の走行データを公共機関に提供。公共機関は、道路状況把握等に役立っている。

2. 限定提供データの保護 ②限定提供データの3要件（保護客体）

不正競争防止法第2条第7項

この法律において「限定提供データ」とは、①業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により②相当量蓄積され、及び③管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。

「業として特定の者に提供する」（限定提供性）

「業として」とは反復継続的に提供している場合（実際には提供していない場合であっても反復継続的に提供する意思が認められる場合も含む）をいう。「特定の者」とは一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。

事例 「業として」：データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合（各人に1回ずつ提供している場合も含む）
「特定の者」：会員制のデータベースの会員

「電磁的方法により相当量蓄積され」（相当蓄積性）

社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有すること。「相当量」は個々のデータの性質に応じて判断されるが、当該データが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案される。なお、管理するデータの一部であっても、収集・解析に当たって労力・時間・費用が投じられ、その一部について価値が生じている場合は、相当蓄積性に該当する。

事例 携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア単位で抽出し販売している場合、その特定エリア分のデータ（電磁的方法により蓄積されることによって取引上の価値を有していると考えられる場合）。

「電磁的方法により管理され」（電磁的管理性）

特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていること。具体的には、ID・パスワードの設定等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要である。

事例 ID・パスワード、ICカードや特定の端末、トークン、生体認証によるアクセス制限。

適用除外（第19条）

・秘密として管理されているもの／オープンなデータと同一のもの

(参考) 「限定提供データ」のイメージ

- 主として、企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービスや製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータ。

収集・分析・加工



利活用



自動車メーカー
：自動走行用



一般ユーザー
：自動走行（アップ
デートなど）



地方自治体等
：社会インフラ管理



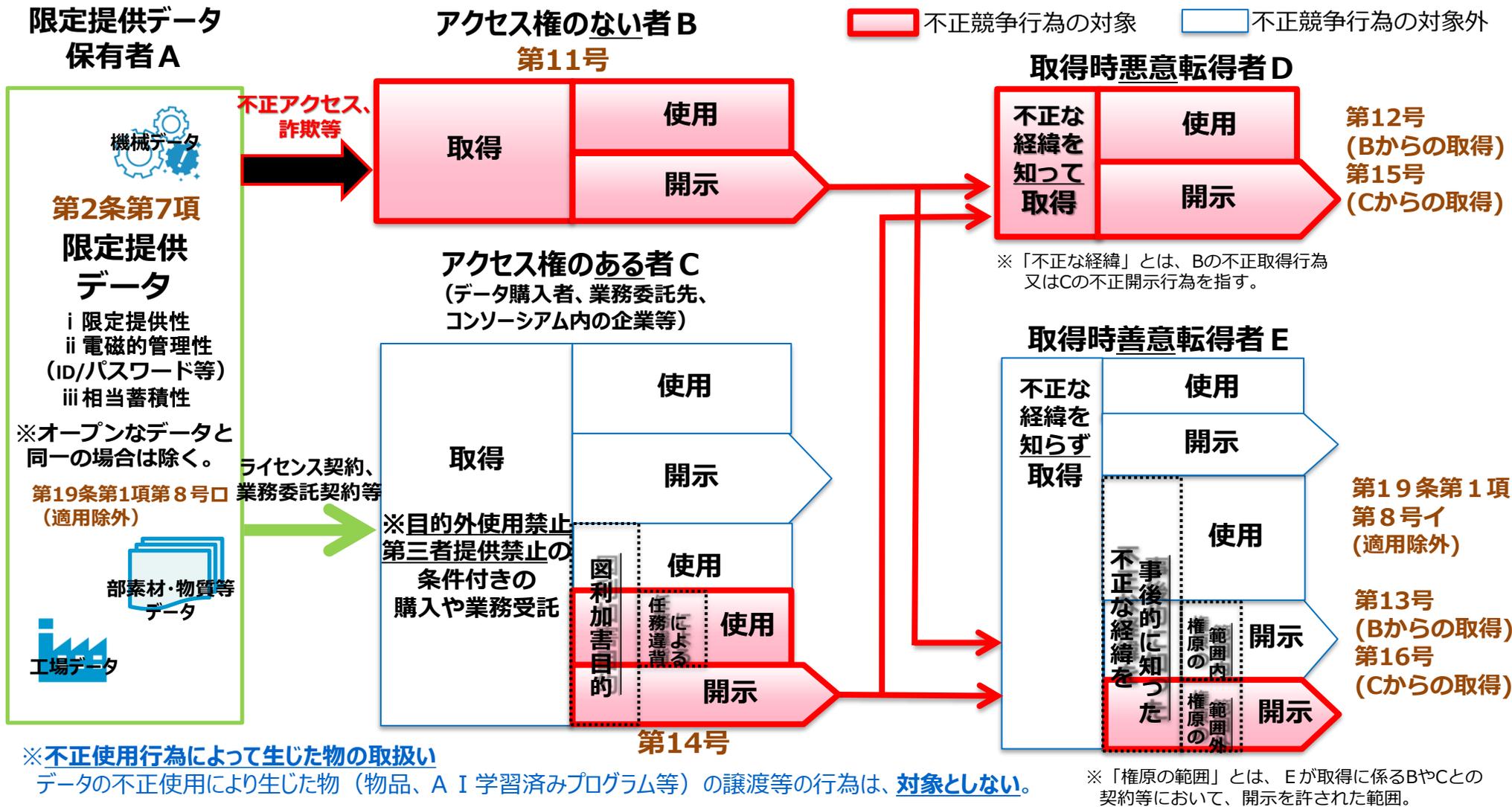
運行管理会社
：オペレーション
システムの向上



造船メーカー
：製品の改良

サービスや製品の価値向上
・
新たな事業の創出

2. 限定提供データの保護 ③限定提供データ侵害行為類型



適用除外 (第19条)

・限定提供データの不正開示行為の介在等を知らずに取得し、その後悪意に転じた場合で、取引時の権原の範囲内での開示行為

民事規定（第2条第1項第11号～第16号）

- 十一 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為（以下「限定提供データ不正取得行為」という。）
又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為
- 十二 その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為
- 十三 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為
- 十四 限定提供データを保有する事業者（以下「限定提供データ保有者」という。）からその限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為（その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為
- 十五 その限定提供データについて限定提供データ不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその限定提供データを開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為
- 十六 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為があったこと又はその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為

※民事規定のみ。刑事規定なし。

(参考) 「営業秘密」と「限定提供データ」の客体と対象行為の比較

		営業秘密	限定提供データ	
客 体	要 件	秘密管理性、有用性、非公知性	限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性	
	除外規定	—	秘密として管理されているものを除く	
		—	オープンなデータと同一のものを除く	
対 象 行 為	外部者 (権原のない者)	取得	窃取、詐欺等の不正な手段による取得行為	
		使用	不正取得後の使用行為	
		開示	不正取得後の開示行為	
	正当取得者 (権原のある者)	取得	—	
		使用	図利加害目的（不正な利益を得る目的または損害を加える目的）での使用行為	図利加害目的かつ、横領・背任に相当する態様での使用行為
		開示	図利加害目的での開示行為	
	転得者 (取得時悪意)	取得	不正な経緯について、知って（悪意）または重過失による取得行為	不正な経緯について、知って（悪意）による取得行為
		使用	不正取得後の使用行為	
		開示	不正取得後の開示行為	
	転得者 (取得時善意)	取得	—	
		使用	不正な経緯を知った後、または重過失により知らなかった場合における、取引時の権原の範囲外の使用行為	—
		開示	不正な経緯を知った後、または重過失により知らなかった場合における、取引時の権原の範囲外の開示行為	不正な経緯を知った後、取引時の権原の範囲外の開示行為
侵害品	譲渡	営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡行為	—	

(参考) データの不正使用等に対する主な法制度

	要件		民事措置		刑事措置	限定提供データとの比較
	保護されるデータ	対象行為	差止め	損害賠償	懲役/罰金	
データベースの著作物 (著作権法第12条の2第1項)	データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの	権利者の許諾のない複製等 (態様の悪性は問わない)	○		○	創作性がないデータ (工場の稼働データ等)は保護されない
特許を受けた発明 (特許法第2条第1項、第29条)	①自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの ②特許を受けたもの	権利者の許諾のない実施等 (態様の悪性は問わない)	○		○	
営業秘密 (不正競争防止法第2条第1項第4号～第10号)	①秘密管理性 ②非公知性 ③有用性	不正取得・不正使用等 (悪質な行為を列挙)	○		○	他者に広く提供されるデータは保護されない
限定提供データ (不正競争防止法第2条第1項第11号～第16号(新設))	①限定提供性 ②電磁的管理性 ③相当蓄積性	不正取得・不正使用等 (悪質な行為を列挙)	○		×	—
データの不法行為からの保護(民法第709条)	データ一般	故意/過失による権利侵害行為	×	○	×	原則として差止めができない
データの契約(債務不履行)による保護(民法第415条)	データ一般 (契約内容による)	契約違反行為	○		×	契約当事者以外に適用できない

參考資料

限定提供データに関する指針（令和4年5月最終改訂）

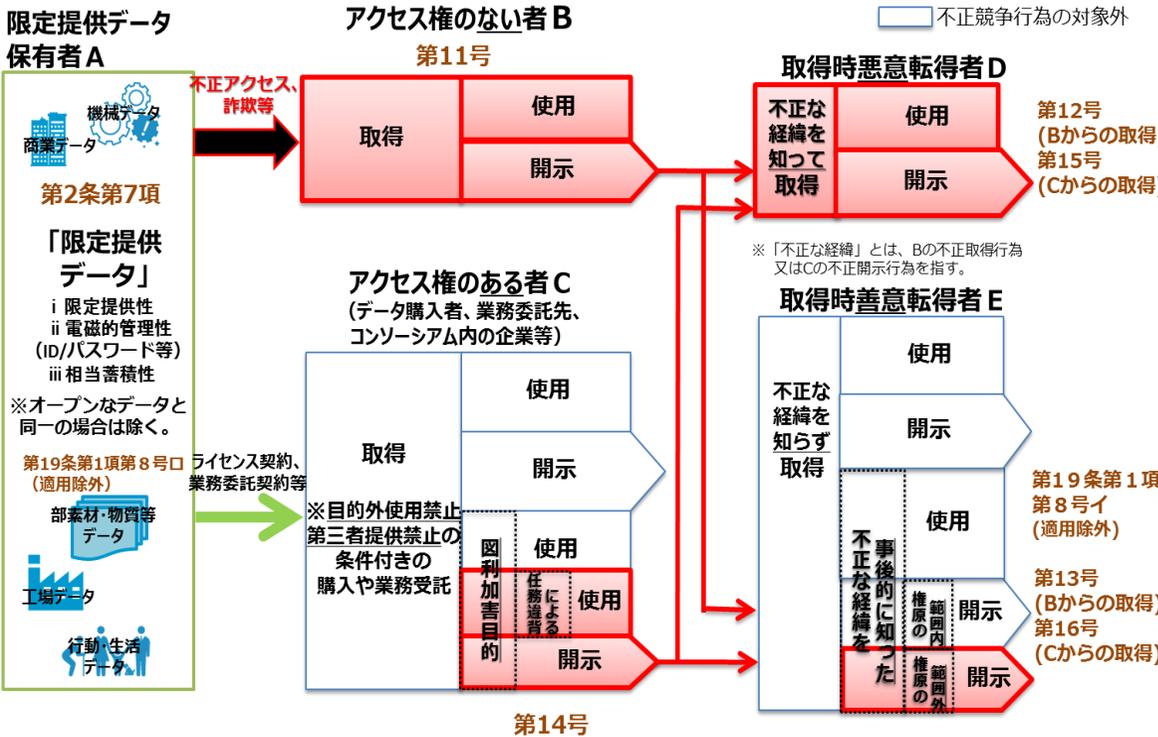
(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>)

限定提供データに関する指針について

- 限定提供データの客体要件、不正取得類型、著しい信義則類型、転得類型について、具体的な事例を交えて解説。
- 本指針は限定提供データの定義や不正競争に該当する要件等について、一つの考え方を示すものであるが、法的拘束力を持つものではない。

「限定提供データ」に関する行為類型

不正競争行為の対象
 不正競争行為の対象外



「限定提供データに関する指針」目次

限定提供データについて (II.)

- ✓ 限定提供データの定義について解説。

「不正競争」の対象となる行為について (III.)

- ✓ 「取得」「使用」「開示」について解説。

不正取得類型について (IV.)

- ✓ 「アクセス権のない者B」について解説。

著しい信義則違反類型について (V.)

- ✓ 「アクセス権のある者C」について解説。

転得類型について (VI.)

- ✓ 転得者D、Eについて解説。

請求権者について (VII.)

- ✓ 請求権者について解説。

データの更なる利活用に向けて ～データ利活用のポイント集の策定～

- データの更なる利活用に向けて、令和2年6月に、新たに「データ利活用のポイント集」及び「てびき」を公表。



☞ 契約実務を行う方に向けて、Q&A形式で対策を記載。



☞ ポイント集の概要を掴みたい方に向けてエッセンスを抜粋。

知的財産政策室HPにてダウンロード可能

(参考) ポイント集作成の背景・策定経緯

- 価値あるデータの漏えいや不正流通を防ぎつつ積極的に共有・活用していくため、令和元年度に「検討会」を設置し、**事前対策のポイント（契約～システム～法的リスクへの対応）**を、フェーズ毎に取りまとめた「**データ利活用のポイント集**」を策定。

本書策定の背景

- 依然として、データを提供する側も使用する側も、課題や懸念を抱える企業は少ない。
- 「他社からの漏えい、コスト負担が懸念される」等といった理由から、**データの提供・共有が進んでいない企業も多数存在している。**

データ利活用の具体的なイメージを示しつつ、**データ利活用に際しての留意点を整理し、対策を紹介することで、データ利活用を志向する企業の不安を少しでも払拭することを意図**

【検討会委員】

- 座長
渡部 俊也 東京大学 政策ビジョン研究センター 教授
- 委員
井川 甲作 株式会社 LANDLOG 代表取締役
岡村 久道 京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士
近藤 健治 トヨタ自動車株式会社 知的財産部 主査
齊藤 友紀 株式会社 メルカリ 弁護士
立本 博文 筑波大学 ビジネスサイエンス科学研究科 教授
殿村 桂司 長島・大野・常松法律事務所 弁護士
成松 岳志 アスクル株式会社 ECマーケティングディレクター
西田 亮正 かなめ総合法律事務所 弁護士
西幹 真一郎 株式会社 ゼンリン 法務・知的財産部 部長
前田 三奈 株式会社 日立製作所 知財第三部 部長
森谷 明 株式会社 シップデータセンター 企画・営業部 部長
米岡 励 株式会社 博報堂DYホールディングス グループマネジャー

- オブザーバー
東京大学渡部研究室 平井祐理
独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター
農林水産省 食料産業局 知的財産課
経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課、情報経済課

(参考) ポイント集の全体構成

【目次】

1. 本書の目的・位置付け

2. 経営者が今、しなければならないこと

3. データ（情報資産）の取り扱い

4. データ利活用における社内体制の在り方

5. 懸念事項が顕在化した場合に備えて

6. 参考資料

【特徴】

経営者に求められる役割をメッセージとして発信

- データ利活用を行う**目的の明確化と方針の提示**
- 目的・方針を実行するために必要な**環境の支援**

Q&A形式で一覧性を意識した編集（次頁参照）

- **提供、取得・保有、使用**のフェーズごとに切り分け
- **契約、システム、法律**の観点から取りまとめ

※ 開発部署の契約担当者を想定した基本的なQも記載。

企業へのヒアリングを基にした実際の事例を多く掲載

- 工場のノウハウをデータ化したことで新たなニーズに対応
- 建設事業全体のデータを分析するプラットフォーム
- 購買データを提供し、コラボ商品を生むコンソーシアム
etc.

(参考) ポイント集の特徴 ①Q&Aのチェックシート (一部抜粋)

項目	Q番号	データを提供するときの疑問点	実行を推奨する事項	チェック	頁
提供	Q1	提供データが、第三者に漏えいしてしまう場合に備えて、何か手立てはないか。	a. 契約で第三者提供の禁止やデータの管理方法の義務付け等を規定 b. システム設計による漏えい防止策を実施 c. データ漏えいの発生に備え、証拠保全を実施	<input type="checkbox"/>	38頁
	Q2	提供先が、提供データを自由に使用し、当社に不利益が生じる場合に、何か手立てはないか。	a. 契約で目的外使用の禁止等を規定 b. サンプルデータの提供やクラウドへのアクセス権限付与等によるリスク軽減策を実施 c. 目的外使用が発生した場合に備え、証拠保全を実施	<input type="checkbox"/>	44頁
	Q3	提供先が、提供データを基に特許出願や権利化をすすめる場合に、何か手立てはないか。	a. 契約上、特許出願・権利化にはデータ提供者との事前協議を必要とする旨を規定 b. 特許法に基づき、特許移転請求等による対応	<input type="checkbox"/>	49頁
	Q4	提供先が、提供データに基づく派生データ等で競争事業を始める場合に、何か手立てはないか。	a. 提供先との契約において使用権限等を合意	<input type="checkbox"/>	52頁
	Q5	提供データに、営業秘密や限定提供データが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 秘密保持契約の締結、管理方法の義務付け等により営業秘密該当性を確保 b. ID・パスワード、暗号化等の措置により限定提供データ該当性を確保 c. 営業秘密及び限定提供データ双方の要件を満たす管理を実施	<input type="checkbox"/>	55頁
	Q6	提供データの品質への責任追及を受けるリスクがある場合に、何か手立てはないか。	a. 品質について共通認識を形成し、契約で合意 b. サンプルデータの提供によるリスク軽減策を実施	<input type="checkbox"/>	57頁
	Q7	当社が、他社から取得したデータを第三者に提供する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 秘密保持義務や第三者提供の可否等、提供元との契約内容を確認 b. データを加工した上で提供する場合に、データ使用権限、第三者提供等の契約内容の確認	<input type="checkbox"/>	60頁
	Q8	提供データに不正取得したデータが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. データ取得時に、データ取得元に対して第三者の営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求 b. 提供先との契約においてデータ提供の停止が債務不履行とならないよう合意 c. 不競法上の類型を確認	<input type="checkbox"/>	61頁
	Q9	提供データに個人情報や著作権が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 個人情報の第三者提供の可否を確認 b. 匿名加工情報・統計情報の取り扱い c. 「個人情報」に該当しない個人に関する情報の取扱い d. 著作権法平成30年改正を踏まえつつ、著作権や著作人格権を侵害しないようにデータを取り扱う	<input type="checkbox"/>	65頁
	Q10	データの提供等にあたり、独占禁止法との関係において、どのような点に留意すればよいか。	a. 不公正な取引方法ではないことを確認 b. 不当な取引制限ではないことを確認	<input type="checkbox"/>	69頁
	Q11	提供先が倒産等した場合に、提供データを廃棄させたいが、何か手立てはないか。	a. 契約における廃棄・消去義務等の規定 b. 提供先にデータを交付しない形式で提供	<input type="checkbox"/>	71頁

項目	Q番号	データを取得・保有するときの疑問点	実行を推奨する事項	チェック	頁
取得・保有	Q12	他社からデータを取得する場合や管理する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 管理方法の実施可能性を検討した上で契約を締結 b. フォルダやサーバを分離する等、自社データと分離	<input type="checkbox"/>	79頁
	Q13	取得データの品質が不十分で、自社に損害を及ぼす場合に、何か手立てはないか。	a. 品質について共通認識を形成し、契約を締結 b. サンプルデータの取得によるリスク軽減策を実施	<input type="checkbox"/>	80頁
	Q14	取得データに第三者の営業秘密や限定提供データが含まれ、当社が不競行為を疑われる場合に、何か手立てはないか。	a. データ取得の際に、営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求 b. 不競法上の類型を確認	<input type="checkbox"/>	83頁
	Q15	取得データに個人情報が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 提供データに個人情報が含まれていないことの保証を要求 b. 提供者への必要な手続の履践要求、自社における利用目的の通知・公表、適切な個人情報の管理	<input type="checkbox"/>	85頁
	Q16	データを取得する場合に、独占禁止法との関係において、どのような点に留意すればよいか。	a. 不公正な取引方法ではないことの確認 b. 不当な取引制限の回避	<input type="checkbox"/>	87頁
	Q17	データの取得元が買収等された場合に、データ提供を継続させる何か手立てはないか。	a. データ提供の継続を契約書に明記 b. 自社サービスの提供先との契約において自社サービスの停止が債務不履行とならないよう合意	<input type="checkbox"/>	89頁
	Q18	自社内の各部署からデータを取得する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. データの性質等に応じた対応を実施 b. 秘密保持義務等、他社との契約内容を確認 c. データ収集を実行する組織づくり	<input type="checkbox"/>	91頁
	Q19	自社データを営業秘密として保有する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 営業秘密管理指針を参考に、3要件を満たす管理	<input type="checkbox"/>	93頁
	Q20	自社データを限定提供データとして保有する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 限定提供データに関する指針を参考に、3要件を満たすように管理	<input type="checkbox"/>	94頁
	Q21	データ利活用を始めるにあたり、管理の面でどのような点に留意すればよいか。	a. 営業秘密や限定提供データとしての保護を検討	<input type="checkbox"/>	96頁
	Q22	保有データが不正アクセス等によって侵害された場合に備えて、何か手立てはないか。	a. トレーサビリティの確保やログ取得等の証拠保全を実施	<input type="checkbox"/>	98頁
	Q23	データ保有用のクラウドを選定する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. クラウドサービスの利用範囲、利用準備、提供条件の確認	<input type="checkbox"/>	99頁

(参考) ポイント集の特徴 ②データ提供に関するQ&Aの一例

Q1 他社にデータを提供しようと考えているが、例えば、競合先への漏えいなど、**データが第三者に漏えいしてしまう場合に備えて、講じておくべき手立てはないか。**

A1 **a. 契約で第三者提供の禁止やデータの管理方法の義務付け等を規定**

契約において、以下の項目を入れることが考えられる

- 第三者提供の禁止、管理方法、アクセス可能な従業員、監査に関する規定
- 差止請求権、損害賠償請求権、解除権に関する規定
- 契約終了時のデータ廃棄義務、廃棄義務の履践に関する証明についての規定

b. システム設計による漏えい防止策を実施

- 提供先には、クラウドへのアクセス権限のみを付与

c. データ漏えいが発生した場合に備え、証拠保全を実施

- トレーサビリティの確保等を実施
- 契約に基づく、差止請求、損害賠償請求、解除の実施
- 不正競争防止法（営業秘密や限定提供データ）に基づく対応

※ 契約によるリスク軽減策として、AI・データの利用に関する契約ガイドラインから契約の条項案を合わせて紹介

(参考) ポイント集の特徴 ②データ提供に関するQ&Aの一例

Q5 他社にデータを提供したいと思うが、提供するデータには、営業秘密や限定提供データも含まれている。この場合、どのような点に留意すればよいか。

A5 **a. 秘密保持契約の締結、管理方法の義務づけ等により営業秘密該当性を確保**

契約において、以下の項目を入れることが考えられる

- 秘密保持義務、第三者提供禁止、目的外使用禁止の規定
- 管理方法の規定

b. ID・パスワード、暗号化等の措置により限定提供データ該当性を確保

- 提供行為によって、限定提供性の喪失や、オープンデータ化が生じないよう留意
- ID・パスワード、暗号化等の措置によって、提供者と提供先以外の者が提供データにアクセスできないようにする措置を講じる

c. 営業秘密及び限定提供データ双方の要件を満たす管理を実施

- 営業秘密として管理したいデータに対して電磁的管理性の要件を満たすよう管理

(参考) 不正競争防止法に関する参考資料一覧

知的財産政策室HPから以下の資料をご確認いただけます。

法律全体の要件や解釈、改正について詳しく知りたい



➤ [「逐条解説 不正競争防止法
~令和元年7月1日施行版~」](#)



➤ [「不正競争防止法のこれまでの改正について」](#)

データ利活用に関する事例や対策について知りたい



➤ [「データ利活用のポイント集」](#)



➤ [「データ利活用のてびき」](#)

「営業秘密」「限定提供データ」の3要件や要件を満たす管理方法を知りたい



➤ [「営業秘密管理指針」](#)



➤ [「限定提供データに関する指針」](#)

外国公務員の贈賄防止を知りたい



➤ [「外国公務員贈賄防止指針」](#)

水際措置申立ての手続きを知りたい



➤ [「水際措置の流れ」](#)

秘密情報の漏えいを未然に防ぐ対策や、漏えいしてしまった時の対策を知りたい



➤ [「秘密情報の保護ハンドブック
~企業価値向上に向けて~」](#)



➤ [「秘密情報の保護ハンドブックのてびき
~秘密情報の保護と活用~」](#)

安全なテレワーク環境を整備したい



➤ [「テレワーク時における秘密情報管理
のポイント \(Q&A解説\) 」](#)

公式Instagram
楽しく分かりやすく
不競法や知財室の情報
を発信しています！



詳しくご覧になりたい方は、知的財産政策室HPをご確認ください。

「逐条解説 ～令和元年7月1日施行版～」や「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」、「データ利活用のポイント集」など、不正競争防止法に関するさまざまな資料を掲載しております。



不正競争防止法 知的財産政策室

検索

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

※不正競争防止法テキストの最新版の電子ファイルも上記ページに掲載いたします。



不正競争防止法に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03-3501-3752

E-mail：chitekizaisan@meti.go.jp